

## 令和5年度禁煙外来治療補助要綱

### 第1 趣 旨

組合は、被保険者及び任意継続被保険者の喫煙による健康被害の防止および健康の保持増進を図るため、この要綱にもとづいて補助するものとする。

### 第2 対象者

喫煙者で、禁煙治療プログラム（以下「禁煙外来治療」という）を実施し、開始から終了までの間、継続して当組合の資格を有する被保険者及び任意継続被保険者とする。

### 第3 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日迄に禁煙外来治療を終了したものとする。

### 第4 補助の金額

補助の金額は、5,000円（年度内1回）とする。

## 第 5 補助金の申請方法

被保険者及び任意継続被保険者は、原則として禁煙外来治療終了後15日以内に必要書類を組合に提出するものとする。

### 必要書類

- ① 禁煙外来治療補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 全診療分の医療機関及び調剤薬局の領収書（コピー可）
- ③ 医療機関発行の卒煙証明書等の写し

## 第 6 補助金の交付

組合は、第5により提出された書類の内容を審査し、補助金を被保険者及び任意継続被保険者に交付、通知（様式第2号）するものとする。

## 第 7 その他

1. 保険診療・自由診療いずれも補助対象とする。
2. 組合は、必要があると認めたときは、医療機関から報告をもとめ、また調査することができるものとする。